

[事案 28-179] 新契約無効請求

・平成 29 年 2 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、「いつでも払い込んだ金額全額を出金できる」と説明されたことなどを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 3 月に契約した一時払終身保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、「いつでも払い込んだ金額全額を出金できる」と説明された。
- (2) 申立契約の内容について、高齢者である申立人に理解できるような説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、解約時の解約返戻金が一時払保険料を下回る可能性があることを説明しており、「いつでも払い込んだ金額全額を出金できる」と説明した事実はない。
- (2) 募集人は、設計書等を示しながら申立人と複数回の面談を行うなど、高齢者に配慮した適切な募集をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人による不適切な説明があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が「いつでも払い込んだ金額全額を出金できる」と説明したとは認められないこと、また、高齢者である申立人に理解できるような説明をしなかったとも認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。